

飛島村 第1期地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

ご縁キラリ、ほっと安心、みんなが輝く飛島村



平成 31 年 3 月
飛島村
社会福祉法人飛島村社会福祉協議会

基本理念

地域福祉を推進するためには、地域活動の推進や団体等との連携において、本村の魅力ある生活文化や資源を十分に活用し、施策を推進することが必要です。

地域福祉を進めるためには、本村の強みである地域のつながりの強さを活かしながら、すべての住民が支え合いながら安心、安全に暮らす地域づくりを実現していくことが重要です。

住民一人ひとりが地域の問題に関心を持ち、活動を広げ、すべての住民が、“おたがいさま”的気持ちを持つことにより、住民主体による安心で安全な、「住みやすく、住民が輝くむら」を創造し、その暮らしを次世代へ受け継いでいくことをめざします。

[基本理念]

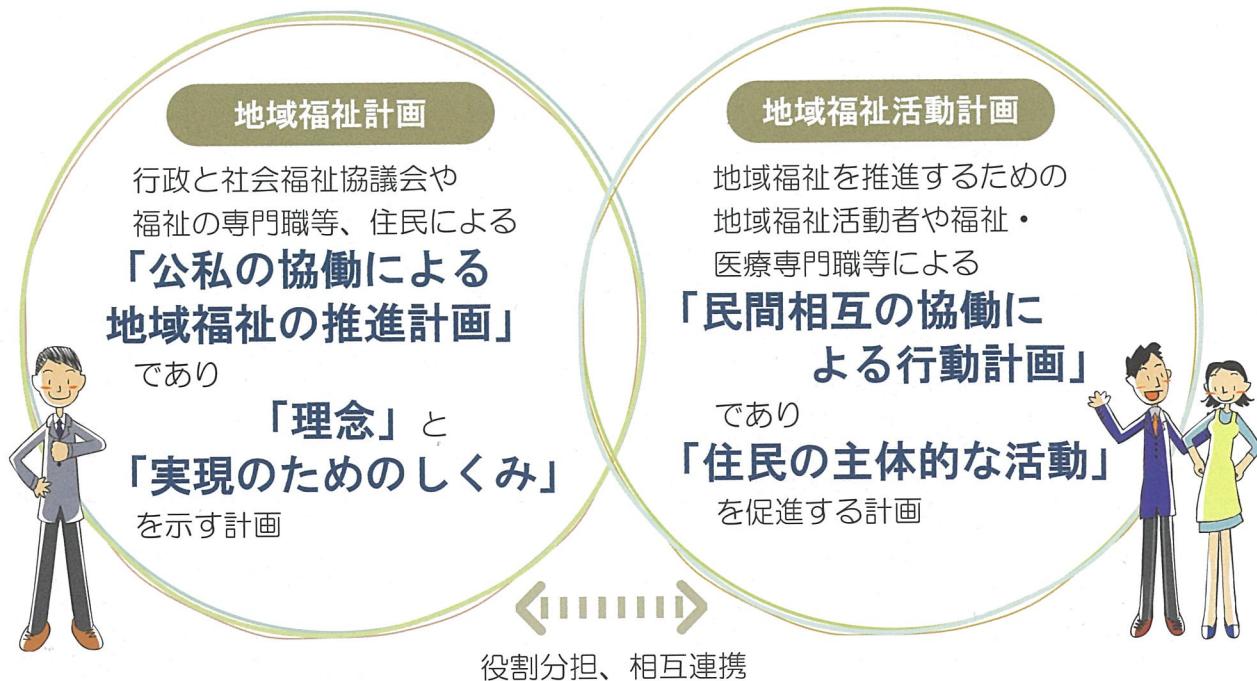


地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

両計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などの共通認識を持ち、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げる中、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し

ながら、地域福祉を進展させていくものです。

そのため、本計画では、行政計画である地域福祉計画と、民間の活動・行動計画である地域福祉活動計画を一体的に策定しました。



策定の背景と趣旨

人口の減少や少子高齢化の進行、家庭や地域におけるつながりの希薄化など、社会情勢の変化に伴い、地域課題が多様化、複雑化するなか、公的サービスのみでは解決できない問題が増えてきています。

そのようななか、諸問題を解決していくためには、「住民一人ひとりの力」、そして、行政をはじめ、社会福祉協議会や各種事業所、区長会や老人クラブなどの地縁団体、民生委員・児童委員協議会といった各種団体など、さまざまな地域の担い手が一丸となることで生まれる「地域の力」が必要です。

地域福祉において推進の主役は、高齢者や障がい者だけでなく住民全員です。誰もがサービスの受け手であり、担い手でもある視点を踏まえて地域福祉を推進します。

本計画は、住民一人ひとり、そして、さまざまな地域の担い手が一つの大きな家族のように同じ方向を向き、取り組みを進めるための指向性や役割などを示す指針とし、生活支援や医療、介護、子育てなどのあらゆる観点から実行性のある地域福祉計画・地域福祉活動計画となるよう、行政と社会福祉協議会が関係団体等の協力を得ながら取り組みます。

位置づけと期間

本計画は、第4次飛島村総合計画における地域福祉の分野に関連する計画であり、村の地域福祉を推進するための理念と実現のためのしくみを示す計画です。

また、介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画、障害者福祉計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども子育て支援事業計画、健康とびしま21、自殺対策計画など、保健福祉などに関わるさまざまな計画と整合を図りながら、

これらの分野に共通する考え方として、地域福祉の向上を図るために理念と、それにつながる分野ごとの村の取り組みを示すものです。

本計画の計画期間は、2019年度から2024年度までの6年間とします。また、計画期間中であっても、さまざまな状況の変化により、見直しの必要性が生じた場合は、適宜見直しを行います。



体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]

ご縁キラリ、ほつと安心、みんなが輝く飛島村

1

住民誰もが
地域の問題に
主体的に参加
できる支え合い
のむらづくり
(4 頁)

2

住民誰もが
暮らしの問題を
相談できる
仕組みづくり
(5 頁)

3

地域福祉推進の
ための体制
づくり (6 頁)

4

住民誰もが
安心して
暮らせる環境
づくり (7 頁)

(1) 福祉教育の推進

(2) 地域での交流の促進

(3) 住民助け合い活動の推進

(4) 当事者の組織化推進と活動の支援

(1) 相談・情報提供体制の確立

(2) 権利擁護体制の推進

(1) 地域福祉推進のための人づくり

(2) 地域連携ネットワークの構築

(3) 福祉サービスの充実及び質の向上

(4) 福祉に関する情報の発信

(1) 外出・移動・居住支援の充実

(2) 災害時や緊急時の支援体制の充実

(3) 防犯活動の推進

(4) 生活に困難を抱かえる人への支援

基本目標1 住民誰もが地域の問題に主体的に参加できる支え合いのむらづくり

(1) 福祉教育の推進

偏見は知らないことから始まります。障がいや高齢者などのことを正しく理解し、主体的に地域の問題を取り組めるように、さまざまな福祉に対する正しい理解と認識を促進します。また、子どもや高齢者、障がい者等との交流の機会を設定し、実践的な福祉教育を進めます。



[担い手と取り組み]

□ 住民

- ・団体や社会福祉協議会、学校等が実施する福祉教育に参加しましょう。

■ 村

- ・福祉に関する学習機会の充実に努めます。

● 社会福祉協議会

- ・さまざまな分野の講座、体験会、ボランティア養成講座を入口とした共に支え合う地域をめざし、学びの場をつくります。

(2) 地域での交流の促進

地域のさまざまな行事や地域活動などの促進と参加への呼びかけを行います。

[担い手と取り組み]

□ 住民

- ・地域のさまざまなイベントや交流事業に参加しましょう。
- ・地域ごとに民生委員・児童委員、老人クラブ、子ども会などと交流を図りましょう。

■ 村

- ・地域のさまざまな交流の機会の充実に努めます。
- ・住民がどんな活動に参加したいと思うか、ニーズを把握します。

● 社会福祉協議会

- ・いろいろな形で地域に参加してもらえる場をつくります。
- ・参加することで他者とのつながりを持てる交流の場をつくります。

(3) 住民助け合い活動の推進

安心安全な村を目指した要望として見守りサービス等があり、地域すべての人が安心して暮らしていくために地域における住民の助け合い活動を推進していきます。

[担い手と取り組み]

□ 住民

- ・地域での見守り活動を進めましょう。

■ 村

- ・地域での助け合い活動を推進します。

● 社会福祉協議会

- ・助ける側も助けられる側も、お互いに認めあえる住民助け合い活動ができるよう支援します。

(4) 当事者の組織化推進と活動の支援

地域福祉活動への参加促進と支援を行います。また、高齢者や主婦、障がい者など地域の中にいるさまざまな人材を活用し、役割や生きがいづくりにつなげます。

[担い手と取り組み]

□ 住民

- ・新たな取り組みをさまざまな団体とともに進めましょう。

■ 村

- ・当事者どうしのグループづくり等に対する支援や交流の機会の充実に努めます。

● 社会福祉協議会

- ・幅広い年代層が、地域で活躍できるように支援します。
- ・赤い羽根共同募金運動を行います。

基本目標2 住民誰もが暮らしの問題を相談できる仕組みづくり

(1) 相談・情報提供体制の確立

誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、身近で利用しやすい相談環境をつくり、価値観に沿った形で自由に選択し利用できる支援体制を整備します。また、多職種が連携し、切れ目のない支援や住民ニーズに迅速に応じられるようにします。

[担い手と取り組み]

住民

- 各種相談窓口を知り、有効活用しましょう。
- 身近な相談窓口などの情報を共有しましょう。
- 支援を必要としている人が各種相談窓口に確実につながるができるように努めましょう。

村

- 地域における見守り体制の充実に努めます。
- 身近な総合相談窓口を設置します。
- さまざまな手段や専門性の向上により相談体制を充実させます。

社会福祉協議会

- 「どんな事でも、まず相談」したいと思える、身近な相談窓口になります。
- 相談内容に応じた4つの相談所を開設します。



(2) 権利擁護体制の推進

高齢者、障がい者、子どもに対するあらゆる権利の侵害、虐待や配偶者などへの暴力の防止や早期発見に努めます。また、判断能力が十分ではない知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者等の権利が十分守られ、必要な支援が受けられるよう、権利擁護についての周知や成年後見制度等の利用促進に努めます。

[担い手と取り組み]

住民

- 各種相談窓口を知り、有効活用しましょう。
- 身近な相談窓口などの情報を共有しましょう。
- 虐待の通報義務があることを知りましょう。

村

- 成年後見制度の活用の促進を図ります。
- 虐待の早期発見、予防、適切な支援、対応を行うため、関係者相互の協力、連携体制に取り組みます。

社会福祉協議会

- 自己決定を支援し、自分らしい生活の実現を一緒にめざします。



基本目標3 地域福祉推進のための体制づくり

(1) 地域福祉推進のための人づくり

地域福祉活動の充実を図り、住民が参加しやすい仕組みづくりや活動の担い手育成に努めます。

[担い手と取り組み]

□ 住民

- ・地域の一員として自らが持つ知識や経験を地域の中で発揮し、貢献しましょう。
- ・地域のさまざまなイベントや交流事業に参加し、支え合いの意識を育みましょう。
- ・社会福祉協議会や学校等が実施する福祉教育に参加しましょう。
- ・地域の福祉活動等に積極的に参加し、地域活動の推進役として活躍しましょう。

■ 村

- ・福祉に関するボランティア育成を社会福祉協議会と協力して行います。
- ・地域で活動する人材を育成します。

● 社会福祉協議会

- ・地域を共に創っていくことができる担い手を育成します。
- ・福祉専門職の確保、育成に努めます。



(2) 地域連携ネットワークの構築

地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、各種団体などによるネットワークの構築により、活動の状況や地域の情報、課題を共有、検討する場を設け、それぞれの活動のさらなる活動を促進するとともに、活動しやすい環境をつくるため、必要な情報の提供や共有などの支援を図ります。

[担い手と取り組み]

□ 住民

- ・支援を必要としている人が各種相談窓口に確実につながることができるよう努めましょう。

■ 村

- ・各機関等と連携し、支援する側の体制を整えます。

● 社会福祉協議会

- ・さまざまな関係機関と連携を図り、ネットワークを構築します。

(3) 福祉サービスの充実及び質の向上

福祉サービスの充実及び質の向上を図りながら、お互いを知り合える機会を作り世代や障がいを越えた相互理解の促進を図ります。

[担い手と取り組み]

□ 住民

- ・イベント等を通じて世代を越えて知り合える機会に参加しましょう。

■ 村

- ・世代等を越えて相互理解ができる機会を作ります。

● 社会福祉協議会

- ・「見る・知る・選ぶ・使う・参加する・育てる」を目標に、福祉の中心となる活動をめざします。
- ・地域住民の参加とさまざまな関係機関が協働し、福祉サービスの充実を図ります。

(4) 福祉に関する情報の発信

福祉に関して知りたい人が知りたい時に知りたい情報を得ることができるように広報活動や情報発信を工夫します。

[担い手と取り組み]

□ 住民

- ・福祉に関しての情報を共有しましょう。

■ 村

- ・気軽に情報を取得できる機会を広くお知らせします。

● 社会福祉協議会

- ・福祉サービスや地域福祉活動に関する情報が住民に届けられるように発信します。

基本目標4 住民誰もが安心して暮らせる環境づくり

(1) 外出・移動・居住支援の充実

家に閉じこもりがちな方や高齢者の方など、誰もが安心して自由に出かけ、生き生きと生活が送られるように移動手段を確保します。

[担い手と取り組み]

□ 住民

- 地域での運転ボランティアを育成しましょう。

■ 村

- 外出活動や移動などを支援するサービスの利用促進を図ります。

● 社会福祉協議会

- 安全な移動環境を確保します。
- 外出の機会を増やし、生きがいのある生活を支援します。

(2) 災害時や緊急時の支援体制の充実

地域ぐるみで避難行動要支援者の対策を推進し、公的支援だけでは対応しきれない多様な局面での防災活動をおこなうためにも、災害時の支援体制の仕組みづくりをします。

[担い手と取り組み]

□ 住民

- 総合防災訓練など地域の非常時に備えた訓練に積極的に参加しましょう。
- 平常時から地域の方とのつながりを持ち、顔の見える関係を築きましょう。

■ 村

- 災害に備えた避難所運営の訓練など区長や自主防災班長、消防団と協力し、防災訓練を実施します。

● 社会福祉協議会

- 大規模災害に備えて、災害ボランティアセンターの体制を強化します。
- 災害発生時に備え、普段から関係機関と顔の見える関係をつくります。

(3) 防犯活動の推進

住民一人ひとりが防犯に対する意識を高め、犯罪をおこさせない地域をめざします。

[担い手と取り組み]

□ 住民

- 防犯に対する意識を高めましょう。
- 日ごろから隣近所の人と声をかけ合いましょう。

■ 村

- 犯罪の発生状況や特徴を広報等で周知します。
- 青色回転灯を装着したパトロール車による巡回パトロール活動を実施するとともに、地域における防犯パトロールを支援します。

● 社会福祉協議会

- 普段から顔の見える関係をつくり、防犯対策と啓発を行います。

(4) 生活に困難を抱かえる人への支援

生活や福祉に関する相談、支援活動を実施し、住民一人ひとりが安心して暮らすことができる生活を実現できるようにします。

[担い手と取り組み]

□ 住民

- 隣近所で困っている人や気になる人を見かけたら声かけをしましょう。



■ 村

- 生活困窮者の相談に応じ、その人の思いに添って自立に向けた支援を行います。
- 生きづらさを抱えた子ども等の思いに添って支援を行います。

● 社会福祉協議会

- さまざま関係機関と連携し、社会資源を活用して自立を支援します。
- 社会参加できる力を育て、地域の活動に携わり、自分らしい生活ができるように支援します。
- 自己決定の実現をめざし、自分らしく生活できるように、共に考え支援します。